

平成 28 年 4 月 吉日

消防設備業総合保険加入事業所 御中

一般財団法人日本消防設備安全センター

「防火設備検査業務」の対応について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から消防用設備等の設置・工事及び維持管理の適正化について、ご尽力をいただきありがとうございます。

さて、建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）によって建築物の定期報告制度が改正され、平成 28 年 6 月 1 日から新たな定期報告制度が施行されることとなりました。この改正により「防火設備検査員」が新たな資格者制度として創設され、特定建築設備等に設置されている連動機構を有する「随時閉鎖式」の防火設備の検査業務が行われることとなりました。

新たな定期報告制度の施行に伴い「防火設備検査業務」を開始される事業所は、当該業務に起因する事故で、他人の身体、生命を害したり財物を損壊するなど法律上の損害賠償責任を負ったときの対応が必要となります。

消防設備業総合保険「A ロ型」に加入されている事業所は、「防災設備検査業務」に起因する事故に対応できますが、加入されていない場合には「A ロ型」の中途加入をお勧めいたします。

消防設備業総合保険「A ロ型」の中途加入を希望される場合には、同封のリーフレット裏面の「消防設備業総合保険「A ロ型」中途加入申込用紙」に必要事項をご記入のうえファックスで、本団体の取扱保険代理店「日本フェスクサービス株式会社」にお申込みくださるようご案内申し上げます。

ファックスが到着次第、加入依頼書、保険料請求書などの必要書類をお送りさせていただきます。

敬具

平成 年 月 日

日本フェスクサービス株式会社 行
(FAX : 03-6273-3585)

消防設備業総合保険「A口型」中途加入申込用紙

標記保険の中途加入申込みをします。

会員情報

事業所名				
事業所所在地	〒			
事業所	電話		FAX	
ご担当者氏名				
所属都道府県協会名				
消防法令に基づかない点検、検査業務の年間売上高	万円			
ご希望契約型(ご希望タイプを○で囲んでください。)	A-I (1.5 億円) ・ A-II (2 億円) ・ A-III (3 億円) A-IV (5 億円) ・ A-V (10 億円)			

ご契約手続き

- (1) ご契約手続きは、FAX が当方に着信後、速やかに「保険加入依頼書」、「保険料請求書」をお送りしますので、加入依頼書に記名捺印のうえご返送ください。
保険料は、請求書に記載の口座へ所定の期日までにお振込みください。
- (2) 月末までに着金した場合の契約期間は翌月 1 日午後 4 時から、14 日までに着金した場合は当月 15 日午後 4 時から保険契約が開始され、補償期間は平成 28 年 10 月 1 日午後 4 時までとなります。

お問い合わせ先

日本フェスクサービス株式会社 担当：加藤、矢作 (やはぎ)、山田
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-11
Tel 03-3591-8121 fax 03-6273-3585

建築基準法に基づき、平成28年6月から実施される「防火設備検査業務」に起因する事故で、他人の身体・生命を害したり、財物を損壊するなど法律上の損害賠償責任を負った場合の備えは、消防設備業総合保険の「A口型」で対応できます。



「防火設備検査員」を配置して、防火設備検査業務を実施する予定の事業所で、現在「A口型」に加入されていない場合には、中途加入ができますので是非ご検討ください。

例えば、次のような事故が考えられます。

- 例1 防火戸で床を損傷
防火戸の検査時に誤って、防火戸で床に擦り傷をつけた。
- 例2 防火シャッターを切断
防火シャッターの検査時に、当該シャッターの下に円い台を置いたまま下し、作動しなくなりシャッターを切断した。
- 例3 防火シャッターの開閉器部分を損傷
防火シャッターの検査時に、防火シャッターを無理に手で巻き上げたために開閉器部分が割れた。

補 足

消防法に基づく排煙設備として、点検が義務付けられている防火戸、防火シャッター等の損害賠償事故は、従来の「Aイ型」で対応できます。

取扱代理店
お問い合わせ先

日本フェスクサービス株式会社 担当:加藤、矢作(やはぎ)、山田

TEL. 03-3591-8121 FAX. 03-6273-3585